

厚生労働大臣 加藤勝信様
総務大臣 高市早苗様

2020年2月13日

京都市における介護認定給付業務等の集約化・民間委託について

京都府保険医協会
理事長 鈴木 卓

平素より、人々の生命と健康を守る施策に取り組んでいただき、まことにありがとうございます。

さて、京都市は2018年末、これまで介護保険制度において、全市で介護認定給付業務を担っている認定給付嘱託員・訪問調査嘱託員を廃止し、130人の嘱託職員を雇止め、業務の大部分を各区役所・支所から引きあげて集約化・民営化する方針を明らかにしました。

これに対し、市内の介護事業者や認定審査員を担う医師ら、そして多くの市民から不安と不信の声が寄せられています。

私たちは大きく2つの理由から、認定給付業務の民間委託・集約化は中止すべきと考えております。

第一に、市民に対する介護サービス保障を阻害する恐れがあること。

第二に、度を越した民間委託の推進は、地方自治体が備えるべき、住民の生命と健康を守る専門性を喪失させる恐れがあること。

貴職におかれましては本件を一地方の問題と捉えるのではなく、国が一貫して推進し、今日なお「骨太の方針」においても成長戦略に位置付けられる〈公務の産業化・市場化〉政策の是非自体が問われているものと受け止めていただくよう、心よりお願い申し上げます。

記

【要望事項】

1. 介護認定給付業務は、市民に対する介護サービスの提供の可否、また、提供の量（限度額）にかかる行政処分（要介護認定）と不可分な仕事であり、本来公務労働者によって為されるべき仕事であるため、民間営利企業への委託はふさわしくないと考える。京都市に対し、中止するよう助言していただきたい
2. 京都市における介護認定給付業務等の集約化・民間委託が、介護を必要とする市民へのサービス提供の発展・拡充につながる適正な方針なのか、あらためて調査していただきたい

3. 上記同様に、類似の取組を先行実施している大阪市・名古屋市・福岡市についても、実状を把握していただきたい

【ご見解をお聞きしたい事項】

4. 介護認定給付業務は本来的に民間委託しても差し支えない業務とお考えか。
5. 京都市は委託先選定にあたり、公募型プロポーザルを活用した。2019年8月5日に募集開始し、9月には受託候補者(パーソルテンプスタッフ株式会社を代表とするコンソーシアム)を決定した。京都市当局の説明では応募は同社一社であったという。余りに短期間の決定であること、京都市は受託候補者が決定すると早々にホームページ上から仕様書も含む公募に関する資料を削除したこと、なおかつ現在、京都市のホームページ上には同社が受託候補者として獲得した「点数」が掲載されているのみであり、何をもって京都市が同社を委託先にふさわしいと判断したのか、その理由を市民が知ることはできない。公募型プロポーザルにおいては、以上のような運用も許容されるのか。
6. 介護認定給付業務のような、専門性の必要な公務のアウトソーシング先の選定の方法として、公募型プロポーザルは適切とお考えか。
7. 法曹関係者からは、今回の京都市による介護認定給付業務の民間委託は、「発注自治体が指揮命令を行わない」ことを守れなければ、偽装請負になる恐れがあるとの指摘がある。京都市の指揮・命令なき、認定給付業務が成立するはずはなく、今回の委託は違法性があるとの見解も成り立つが、この点につき、どのようにお考えか。

以 上